

「中小規模の自治体における P F I 等の推進方策」に関する調査・研究業務 受託者公募要領

1 委託業務の名称

「中小規模の自治体における P F I 等の推進方策」に関する調査・研究業務

2 趣旨

- ・ 地域総合整備財団（以下「財団」という。）では、自治体の P F I の取組を支援するため、P F I に関する知識の普及及び情報提供を目的とした各種支援事業を実施している。
- ・ 自治体による P F I 事業は、300件を超え、我が国の P F I 事業の3分の2近くを占めており、P F I 事業の普及に対して自治体が果たしてきた役割は大きい一方で、中小規模の自治体では様々な要因により、P F I の活用が必ずしも進んでいないのが現状である。
- ・ 自治体においては、今後の地方財政の見通しから一層の行財政改革を迫られる中で、既存施設の更新需要が増している等、限られた資源を活かして公共投資を進めていくことが求められており、とりわけ中小規模の自治体においても P F I 等を導入できる環境づくりが必要であると考えられる。
- ・ そこで、財団では、中小規模の自治体においても、P F I の検討・導入もしくはその他の民活手法の推進が図られるよう、現状における課題を整理し、対応方策等を提案するための調査・研究を実施する。
- ・ 本要領は、1の委託業務を受託する事業者を企画提案により募集する手続に関し必要な事項を定めるものである。

3 業務の内容

(1) 委託期間

契約締結の日の翌日から平成23年3月31日まで

(2) 業務内容

中小規模の自治体においても、P F I の検討・導入、もしくはその他の民活手法の推進が図られるよう、事例分析等を基に、課題の整理や抽出を行い、対応方策等を検討する。（なお、課題の例示を【別紙】に掲げるので、参考にすること。）

調査・研究の成果として、報告書を作成する。

(3) 業務委託仕様書（案）

別添のとおり

4 提案限度価格

5,500,000円（税込）

5 応募資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。
- (2) 官庁（国の全ての機関をいう。）から、指名停止又は一般競争参加資格停止若しくは営業停止（以下「指名停止等」という。）を受けている期間に該当しない者であること。
なお、官庁からの指名停止等を受けているのが、会社（法人）の本店・支店・営業所等のいずれであっても応募資格はない。
- (3) 本業務を円滑に遂行できる、P F I に精通したスタッフを有すること。
- (4) 安定的かつ健全な財務能力を有すること。

6 企画提案書等の提出

5の資格を満たす方で、本業務の受託を希望する方は、下記により企画提案書を提出してください。

(1) 提出書類

次の書類を各1部提出してください。

企画提案書（様式自由 A4 5～10ページ程度）

見積書（様式自由）

積算根拠を記載すること。

PFIに関する業務実績

会社概要（会社パンフレット代用可）

(2) 企画提案書（(1)）に記載することが望まれる事項

調査・研究を実施するにあたっての基本的な視点、考え方

調査・研究の手法

アンケート、ヒアリング等を実施する場合はその概要

調査・研究の実施体制

(3) 受付期間

平成22年7月7日(水)～平成22年7月27日(火)(当日消印有効)

持参の場合は、午後5時必着

(4) 提出方法

持参又は簡易書留で郵送してください。(電子メール、ファックスは不可)

(5) 提出先及び問い合わせ先

(財)地域総合整備財団 開発振興部開発振興課 山内

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-6 03-3263-5758

7 選考方法

(1) 選考

(財)地域総合整備財団 開発振興部において選考を行います。

(2) 選考基準

以下の基準により審査を行い、その総合得点が最も高い者を委託者として決定します。(カッコ内は得点の配分)

企画提案内容が本事業の趣旨に合致していること。(20点)

企画提案内容が的確で、訴求力のある企画案を提示できているかを審査する。

本事業の実施遂行に十分な能力及び体制を有すること。(計10点)

・業務従事者が地方公共団体のPFI事業に関して、十分な専門性と支援実績を有している。(5点)

・業務を確実、円滑に実施するための実施体制、連携体制を有している。(5点)

見積価格が適正であること。(20点)

見積りの内容が的確であり、提案限度価格の範囲内で見積りが行われているかを審査する。

見積価格に関する審査は、最低価格を提示した提案者を満点(20点)とし、2位以下の者の得点は1位の見積価格との比率により算出する。なお、得点は、小数点第1位までを求める。

見積価格の得点 = 20点 × (提案者のうち最低価格 / 当該者の見積価格)

(3) 選考結果の通知

時期

平成 22 年 7 月下旬 ~ 8 月上旬

方法

応募者全員に文書通知する。

8 その他事項

(1) 企画提案に要する費用の負担

応募者負担とします。

(2) 応募書類の返却の可否

返却しません。応募者は、あらかじめ提出書類の写しを保管してください。

(3) 成果品の帰属

(財)地域総合整備財団に帰属する。

(課題の例示)

- ・ 事業発案段階で PFI 等の手法の導入を判断するプロセスをどうすべきか
- ・ 導入可能性を調査するにあたって、自治体職員が VFM を簡易に計算する手法
- ・ 事務負担や導入に要する費用の軽減方策
- ・ 民間事業者の参画意欲を高める方策
- ・ 自治体において PFI 等を推進できる人材の育成、庁内体制の整備

等

**「中小規模の自治体におけるPFI等の推進方策」に関する調査・研究業務
業務委託仕様書（案）**

- 1 委託業務の名称
「中小規模の自治体におけるPFI等の推進方策」に関する調査・研究業務
- 2 委託業務の内容
中小規模の自治体においてもPFIの検討・導入、もしくはその他の民活手法の推進が図られるよう、事例分析等を基に、課題の整理や抽出を行い、対応方策等を検討する。調査・研究の成果として、報告書を作成する。
- 3 委託期間
平成22年 月 日() (契約締結の日の翌日) から、平成23年3月31日まで
- 4 成果物
次の(1)(2)を財団に納入すること。
(1) 調査研究報告書 1部
A4判で作成する
(2) (1)の内容を記録した電子データ(CD-ROM) 1式
- 5 成果品の帰属
(財)地域総合整備財団に帰属する。
- 6 協議、報告
以上の委託業務全般にわたり、甲への報告、協議を前提に実施すること。